令０５原機（科臨）０２０
令和５年１２月２７日

原子力規制委員会　殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長　小口　正範
（公印省略）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設
〔ＳＴＡＣＹ（定常臨界実験装置）施設〕に係る使用前確認申請書
記載事項の変更届

〔ＳＴＡＣＹの更新〕

令和２年１２月２３日付け令０２原機（科臨）０２１をもって申請（令和３年３月３日付け令０２原機（科臨）０２３、令和３年３月２６日付け令０２原機（科臨）０２４、令和３年６月３日付け令０３原機（科臨）００３、令和３年７月３０日付け令０３原機（科臨）００７、令和３年８月３０日付け令０３原機（科臨）００９、令和３年１１月１９日付け令０３原機（科臨）０１２、令和４年１月７日付け令０３原機（科臨）０１６、令和４年３月４日付け令０３原機（科臨）０１９、令和４年４月２１日付け令０４原機（科臨）００７、令和４年１０月２７日付け令０４原機（科臨）０１２、令和４年１２月９日付け令０４原機（科臨）０１９、令和５年３月３０日付け令０４原機（科臨）０２５、令和５年５月２６日付け令０５原機（科臨）００３及び令和５年９月１日付け令０５原機（科臨）０１１をもって変更）した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設〔ＳＴＡＣＹ（定常臨界実験装置）施設〕に係る使用前確認申請書の記載事項の一部を下記のとおり変更したので、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第３条の３第３項の規定に基づき届け出ます。

記

１．変更内容

（１）申請書記載事項第６号から第１０号について、別添－１に示すとおり記載の一部を変更する。

（２）添付書類１「工事の工程に関する説明書」について、別添－２に示すとおり記載の一部を変更する。変更箇所を波線枠で示す。

２．変更理由

（１）使用前事業者検査に係る工事の進捗に伴い、原子炉本体の試験使用の開始時期を見直したため。また、その他記載の適正化を行うため。

（２）申請書添付書類１「工事の工程に関する説明書」について、使用前事業者検査に係る工事の進捗に伴い、工事の工程を見直したため。また、使用前事業者検査の実施状況（実績）を更新したため。

以 上

別添－１

申請書記載事項第６から第１０号の変更について

使用前確認申請書の記載事項のうち、第６号から第１０号について、次のとおり変更する。

変更前	変更後	変更理由
６．申請に係る試験研究用等原子炉施設の使用の開始の予定時期 令和　６　年　５　月　１　日	（削除）	変更後の記載事項第８号に移動
７．法第２６条第１項の許可を受けたところによる熱出力 ２００Ｗ	６．法第２６条第１項の許可を受けたところによる熱出力 ２００Ｗ	番号繰上げ
８．最大使用熱出力に到達させるまでの期間の熱出力の増加の計画 該当なし	７．最大使用熱出力に到達させるまでの期間の熱出力の増加の計画 該当なし	番号繰上げ
９．申請に係る試験研究用等原子炉施設の使用の開始の予定時期 本申請書記載事項第６号に同じ。	８．申請に係る試験研究用等原子炉施設の使用の開始の予定時期 令和　６　年　５　月　１　日	番号繰上げ 記載の適正化（変更前の記載事項第６号の記載を転記）
10．原子炉本体を試験のために使用するとき又は試験研究用等原子炉施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあっては、その使用の期間及び方法 （イ）原子炉本体の試験使用 使用の期間 自　令和　６　年　１　月　４　日 至　ＳＴＡＣＹ更新に係る全ての構築物、系統及び機器について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第２８条第３項に定められた使用前確認の終了の日 （記載省略）	９．原子炉本体を試験のために使用するとき又は試験研究用等原子炉施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあっては、その使用の期間及び方法 （イ）原子炉本体の試験使用 使用の期間 自　令和６年２月上旬以降で試験使用承認書の交付を受けた日 至　ＳＴＡＣＹ更新に係る全ての構築物、系統及び機器について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第２８条第３項に定められた使用前確認の終了の日 （変更なし）	番号繰上げ 試験使用の開始時期の見直し

別添－２

添付書類１「工事の工程に関する説明書」の変更について

添付書類１「工事の工程に関する説明書」のうち、ＳＴＡＣＹの更新（第３回申請）（令和２年１１月１８日 原規規発第 2011187 号で設計及び工事の計画の認可）、ＳＴＡＣＹの更新（第４回申請）（令和３年７月２９日 原規規発第 2107291 号で設計及び工事の計画の認可）に係る工事の工程について、次のとおり変更する。

（変更前）

（1）ＳＴＡＣＹ更新に係る全体の工事工程

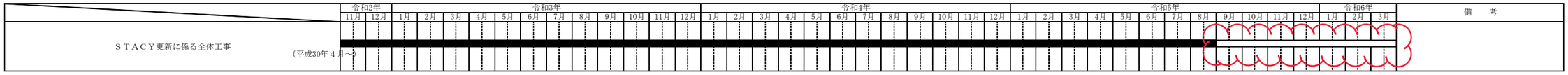

（2）ＳＴＡＣＹの更新（第３回申請）（認可番号：原規規発第 2011187号）
　　1）　主要な耐圧部の溶接部に該当しない検査

(1/4)

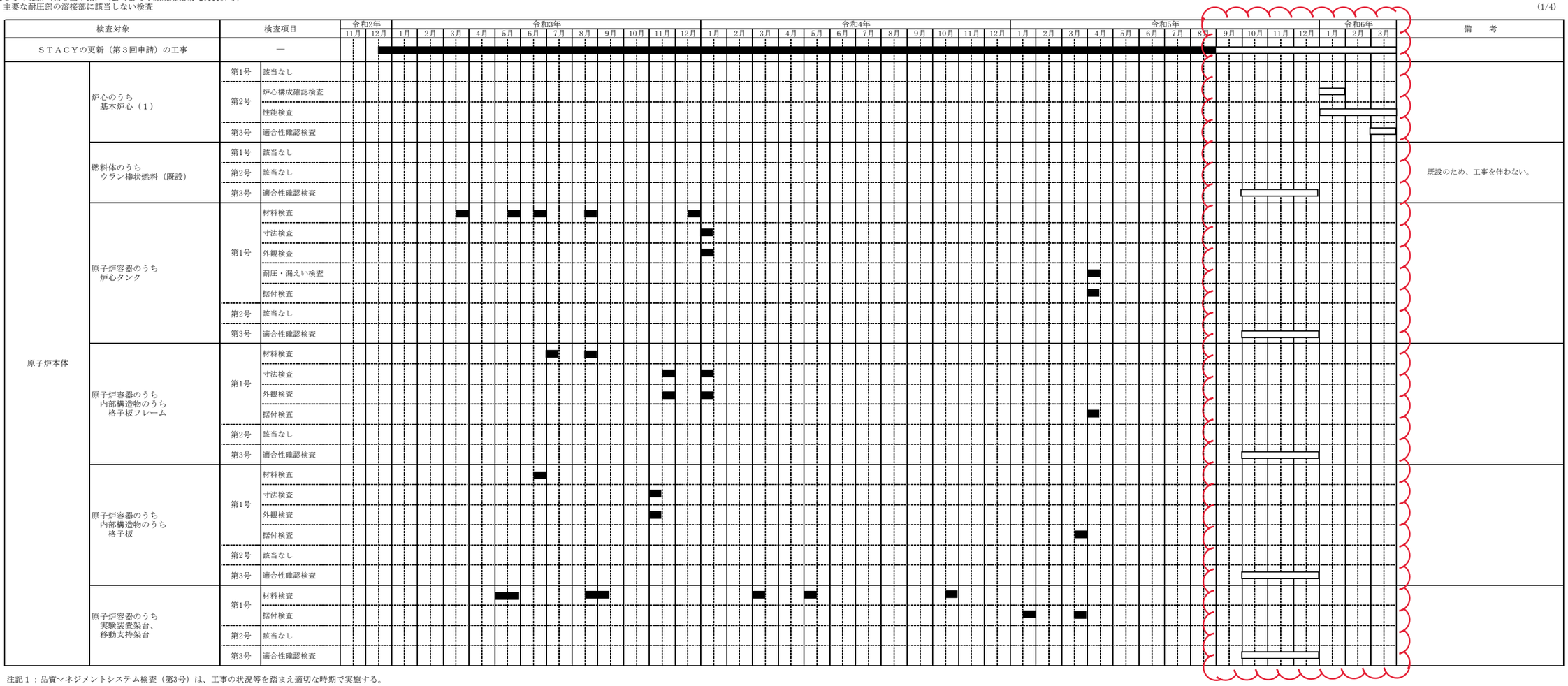

注記１：品質マネジメントシステム検査（第3号）は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

凡例
：実績　：予定

（変更前）

検査対象		検査項目		備　考
原子炉本体	放射線遮蔽体のうち 炉室（S）の壁、床及び天井	第1号	該当なし	既設のため、工事を伴わない。
		第2号	該当なし	
		第3号	適合性確認検査	
	その他の主要な事項のうち 起動用中性子源	第1号	材料検査	
			据付検査	
		第2号	系統作動検査	
		第3号	適合性確認検査	
計測制御系統施設	計装のうち 核計装のうち 検出器配置用治具	第1号	材料検査	
			寸法検査	
			外観検査	
			据付検査	
		第2号	該当なし	
		第3号	適合性確認検査	
	計装のうち 核計装のうち 起動系、 運転系対数出力系、 安全出力系	第1号	該当なし	既設のため、工事を伴わない。
		第2号	該当なし	
		第3号	適合性確認検査	
	計装のうち 核計装のうち 運転系線型出力系、 盤	第1号	該当なし	既設のため、工事を伴わない。
		第2号	該当なし	
		第3号	適合性確認検査	
	計装のうち その他の主要な計装のうち 最大給水制限スイッチ、 給水停止スイッチ、 排水開始スイッチ	第1号	材料検査	
			寸法検査	
			外観検査	
			据付検査	
		第2号	単体性能検査	
			系統作動検査	
		第3号	適合性確認検査	
	計装のうち その他の主要な計装のうち サーボ型水位計、 高速流量計及び低速流量計、 炉心温度計、 ダンプ槽温度計、 ダンプ槽電導度計	第1号	外観検査	
		第2号	系統作動検査	
		第3号	適合性確認検査	
	計装のうち その他の主要な計装のうち 監視操作盤、 モニタ盤	第1号	外観検査	
		第2号	系統作動検査	
		第3号	適合性確認検査	
	計装のうち その他の主要な計装のうち 炉室（S）放射線量率計、 炉下室（S）放射線量率計、 炉室線量率計盤	第1号	該当なし	既設のため、工事を伴わない。
		第2号	該当なし	
		第3号	適合性確認検査	

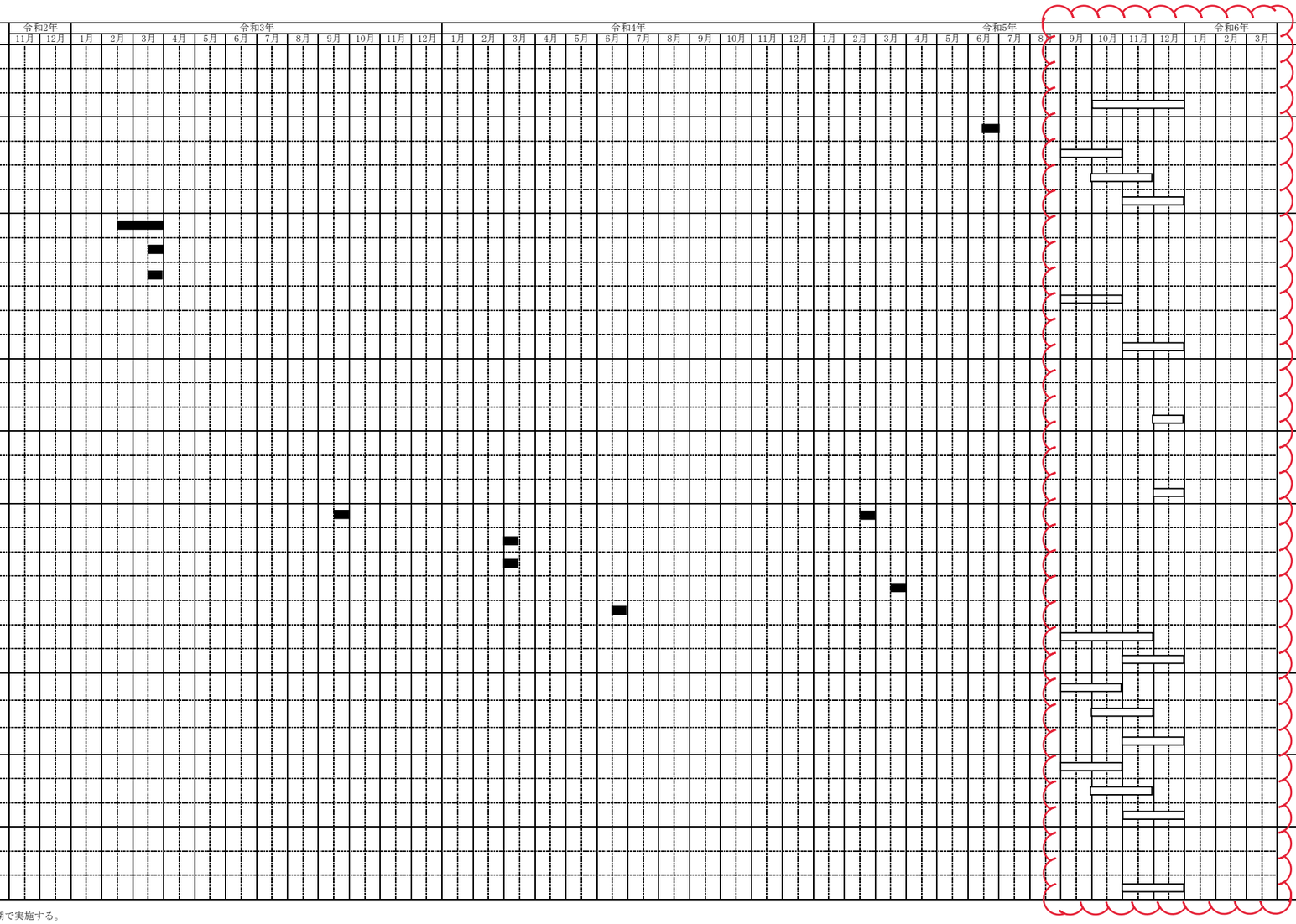

注記１：品質マネジメントシステム検査（第3号）は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

凡例
■：実績　□：予定

（変更前）

検査対象		検査項目		備　考
計測制御系統施設	安全保護回路のうち 原子炉停止回路、 安全保護系盤、 スクラム遮断器盤、 主電源盤	第1号	材料検査	
			外観検査	
		第2号	系統作動検査	
		第3号	適合性確認検査	
	制御設備のうち 制御材のうち 安全板	第1号	材料検査	
			寸法検査	
			外観検査	
		第2号	該当なし	
		第3号	適合性確認検査	
	制御設備のうち 制御材駆動設備のうち 給排水系のうち 高速給水ポンプ、 高速給水吐出弁、 高速流量調整弁、 高速給水バイパス弁、 低速給水ポンプ、 低速給水吐出弁、 低速流量調整弁、 低速給水バイパス弁、 急速排水弁、 通常排水弁、 配管、弁	第1号	材料検査	
			寸法検査	
			外観検査	
			耐圧・漏えい検査	
			据付検査	＊1：配管は単体性能検査を実施しない。
		第2号	単体性能検査＊1	
			系統作動検査	
		第3号	適合性確認検査	
	制御設備のうち 制御材駆動設備のうち 給排水系のうち ダンプ槽	第1号	材料検査	
			寸法検査	
			外観検査	
			耐圧・漏えい検査	
			据付検査	
		第2号	系統作動検査	
		第3号	適合性確認検査	
	制御設備のうち 制御材駆動設備のうち 安全板駆動装置	第1号	材料検査	
			寸法検査	
			外観検査	
			据付検査	
		第2号	単体性能検査	
			系統作動検査	
		第3号	適合性確認検査	
	制御設備のうち 制御材駆動設備のうち ガイドピン	第1号	材料検査	
			寸法検査	
			外観検査	
		第2号	該当なし	
		第3号	適合性確認検査	

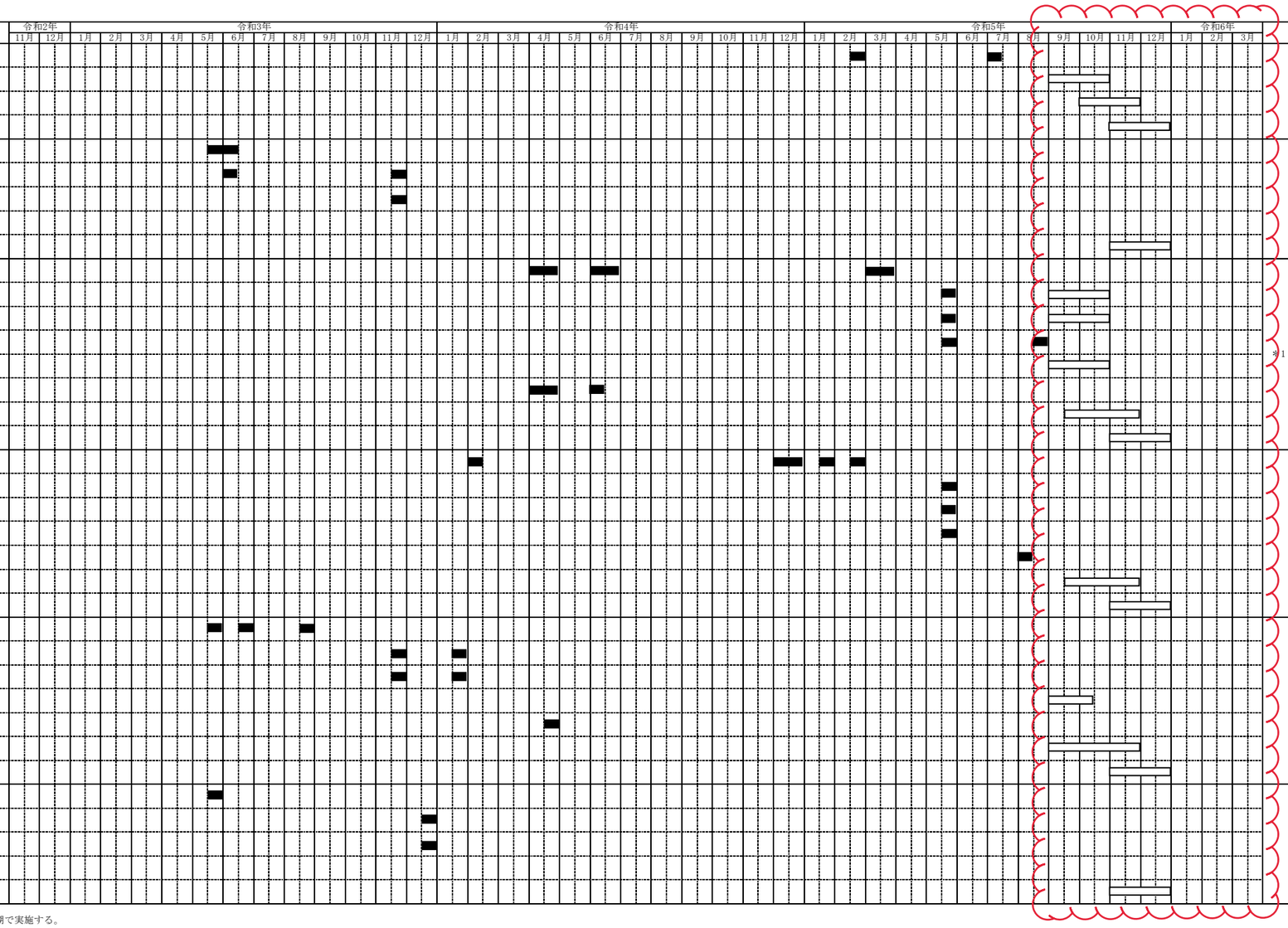

注記１：品質マネジメントシステム検査（第3号）は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

凡例
■：実績　□：予定

（変更前）

検査対象		検査項目		備　考
計測制御系統施設	制御設備のうち 未臨界板	第1号	材料検査	
			寸法検査	
			外観検査	
		第2号	該当なし	
		第3号	適合性確認検査	
	その他の主要な事項のうち インターロック、警報回路	第1号	該当なし	
		第2号	系統作動検査	
		第3号	適合性確認検査	
	その他の主要な事項のうち 制御室等のうち 制御室、制御室外停止スイッチ	第1号	該当なし	既設のため、工事を伴わない。
		第2号	該当なし	
		第3号	適合性確認検査	
その他試験研究用等原子炉の附属施設	主要な実験設備のうち 実験用装荷物のうち 可動装荷物駆動装置	第1号	材料検査	
			寸法検査	
			外観検査	
			据付検査	
		第2号	単体性能検査	
		第3号	適合性確認検査	
	その他の主要な事項のうち その他のうち 実験棟A 実験棟B	第1号	該当なし	既設のため、工事を伴わない。
		第2号	該当なし	
		第3号	適合性確認検査	
工事及び検査に係る保安活動		第3号	品質マネジメントシステム検査	

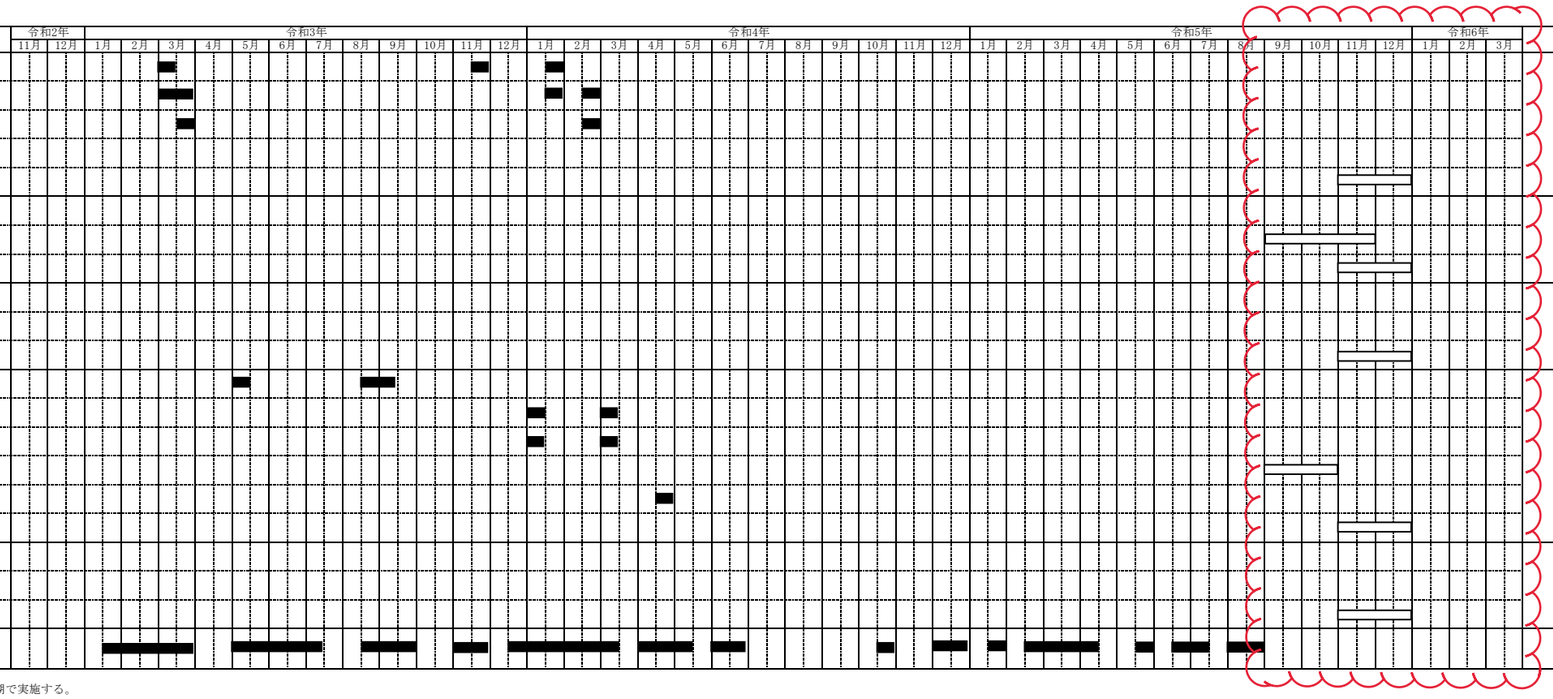

注記１：品質マネジメントシステム検査（第3号）は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

凡例
■：実績　□：予定

（変更前）

（３）ＳＴＡＣＹの更新（第４回申請）（認可番号：原規規発第 2107291号）

検査対象		検査項目		備　考
ＳＴＡＣＹの更新（第４回申請）の工事		－		
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備のうち 棒状燃料貯蔵設備のうち 棒状燃料収納容器	第1号	材料検査	
			寸法検査	
			外観検査	
			据付検査	
			未臨界性確認検査	
		第2号	該当なし	
		第3号	適合性確認検査	
	核燃料物質貯蔵設備のうち ウラン酸化物燃料貯蔵設備のうち ウラン酸化物燃料収納架台	第1号	材料検査	
			寸法検査	
			外観検査	
			据付検査	
			未臨界性確認検査	
		第2号	該当なし	
		第3号	適合性確認検査	
	核燃料物質貯蔵設備のうち 使用済ウラン黒鉛混合燃料貯蔵設備のうち コンパクト型ウラン黒鉛混合燃料収納架台、ディスク型ウラン黒鉛混合燃料収納架台	第1号	材料検査	
			寸法検査	
			外観検査	
			据付検査	
			未臨界性確認検査	
		第2号	該当なし	
		第3号	適合性確認検査	
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設のうち 槽ベント設備Ｂのうち 燃調グローブボックス、貯蔵グローブボックス	第1号	該当なし	既設のため、工事を伴わない。
		第2号	該当なし	
		第3号	適合性確認検査	
	液体廃棄物の廃棄設備のうち β・γ廃液系設備のうち 中レベル廃液系、低レベル廃液系、極低レベル廃液系、有機廃液系	第1号	外観検査	既設のため、工事を伴わない。
			寸法検査	
		第2号	作動検査	
		第3号	適合性確認検査	
その他試験研究用等原子炉の附属施設	非常用電源設備のうち 無停電電源装置を設置する電気室の換気設備	第1号	該当なし	既設のため、工事を伴わない。
		第2号	系統構成確認検査	
			作動検査	
		第3号	適合性確認検査	
	その他の主要な事項のうち その他のうち プロセス冷却設備	第1号	該当なし	既設のため、工事を伴わない。
		第2号	該当なし	
		第3号	適合性確認検査	
	その他の主要な事項のうち その他のうち 避雷設備	第1号	配置検査	既設のため、工事を伴わない。
			外観検査	
		第2号	性能検査	
		第3号	適合性確認検査	
工事及び検査に係る保安活動		第3号	品質マネジメントシステム検査	

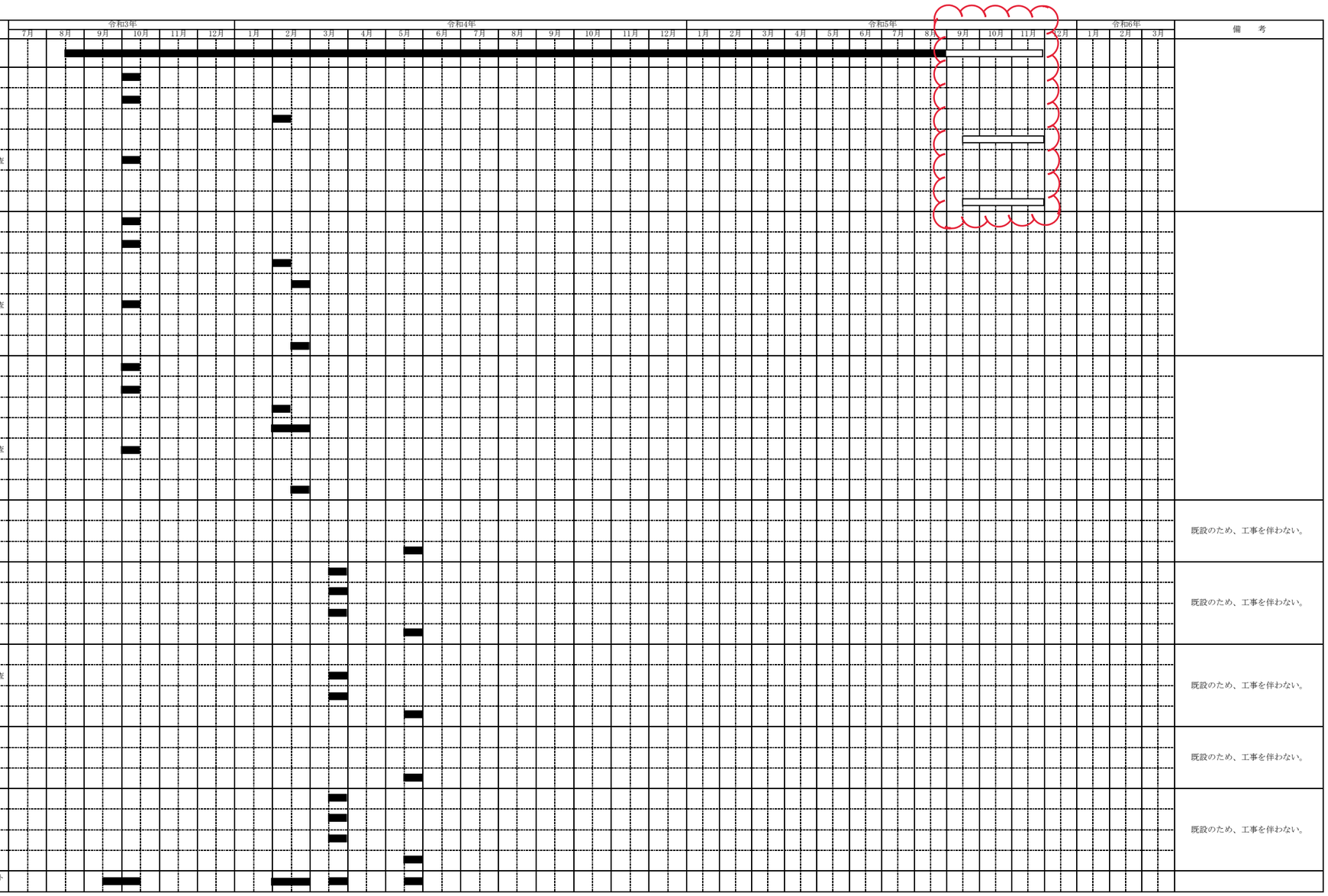

注記１：品質マネジメントシステム検査（第3号）は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

凡例　：実績　：予定

（変更後）

（1）ＳＴＡＣＹ更新に係る全体の工事工程

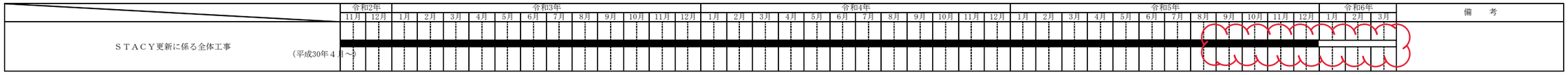

（2）ＳＴＡＣＹの更新（第３回申請）（認可番号：原規規発第 2011187号）
　１）　主要な耐圧部の溶接部に該当しない検査

(1/4)

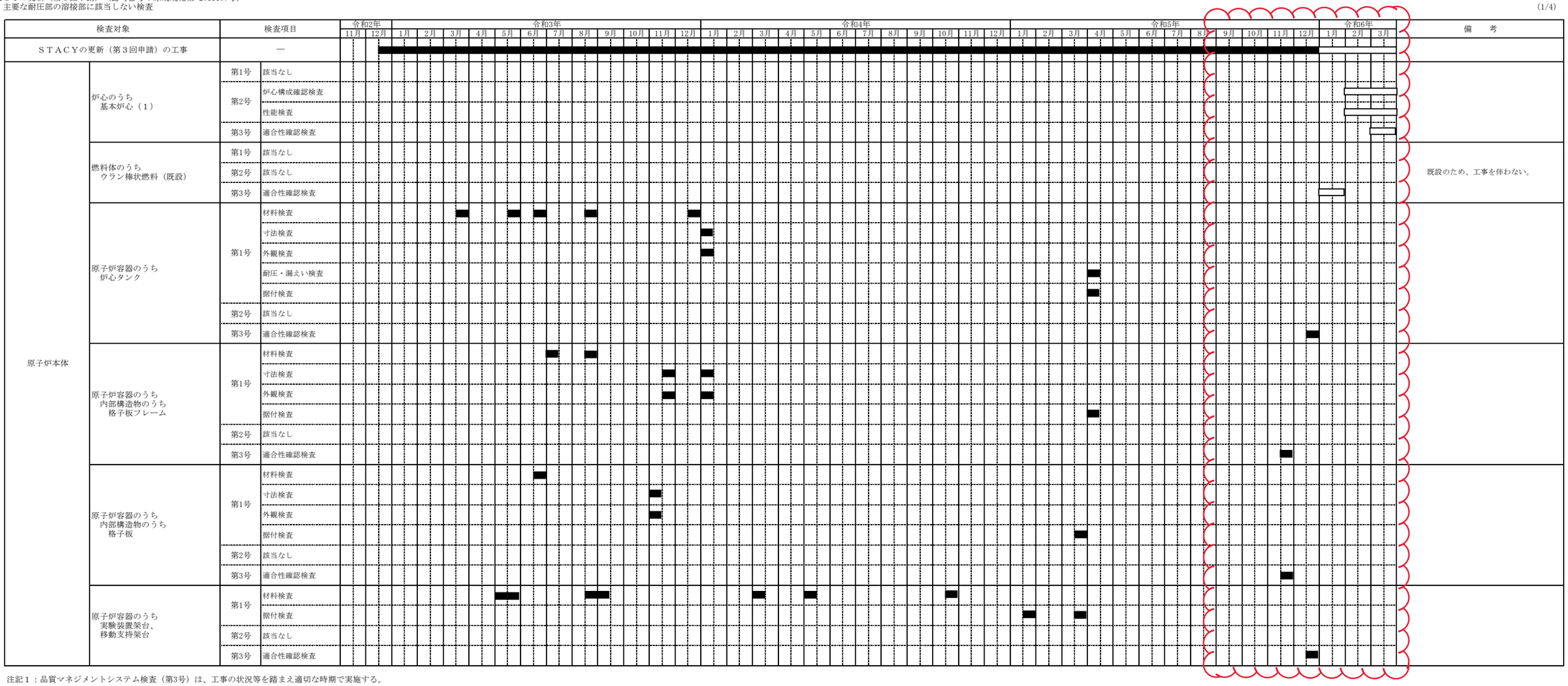

注記１：品質マネジメントシステム検査（第3号）は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

凡例
■：実績　□：予定

（変更後）

(2/4)

検査対象		検査項目		備　考
原子炉本体	放射線遮蔽体のうち 炉室（S）の壁、床及び天井	第1号	該当なし	既設のため、工事を伴わない。
		第2号	該当なし	
		第3号	適合性確認検査	
	その他の主要な事項のうち 起動用中性子源	第1号	材料検査	
			据付検査	
		第2号	系統作動検査	
		第3号	適合性確認検査	
計測制御系統施設	計装のうち 核計装のうち 検出器配置用治具	第1号	材料検査	
			寸法検査	
			外観検査	
			据付検査	
		第2号	該当なし	
		第3号	適合性確認検査	
	計装のうち 核計装のうち 起動系、 運転系対数出力系、 安全出力系	第1号	該当なし	既設のため、工事を伴わない。
		第2号	該当なし	
		第3号	適合性確認検査	
	計装のうち 核計装のうち 運転系線型出力系、 盤	第1号	該当なし	既設のため、工事を伴わない。
		第2号	該当なし	
		第3号	適合性確認検査	
	計装のうち その他の主要な計装のうち 最大給水制限スイッチ、 給水停止スイッチ、 排水開始スイッチ	第1号	材料検査	
			寸法検査	
			外観検査	
			据付検査	
		第2号	単体性能検査	
			系統作動検査	
		第3号	適合性確認検査	
	計装のうち その他の主要な計装のうち サーボ型水位計、 高速流量計及び低速流量計、 炉心温度計、 ダンプ槽温度計、 ダンプ槽電導度計	第1号	外観検査	
		第2号	系統作動検査	
		第3号	適合性確認検査	
	計装のうち その他の主要な計装のうち 監視操作盤、 モニタ盤	第1号	外観検査	
		第2号	系統作動検査	
		第3号	適合性確認検査	
	計装のうち その他の主要な計装のうち 炉室（S）放射線量率計、 炉下室（S）放射線量率計、 炉室線量率計盤	第1号	該当なし	既設のため、工事を伴わない。
		第2号	該当なし	
		第3号	適合性確認検査	

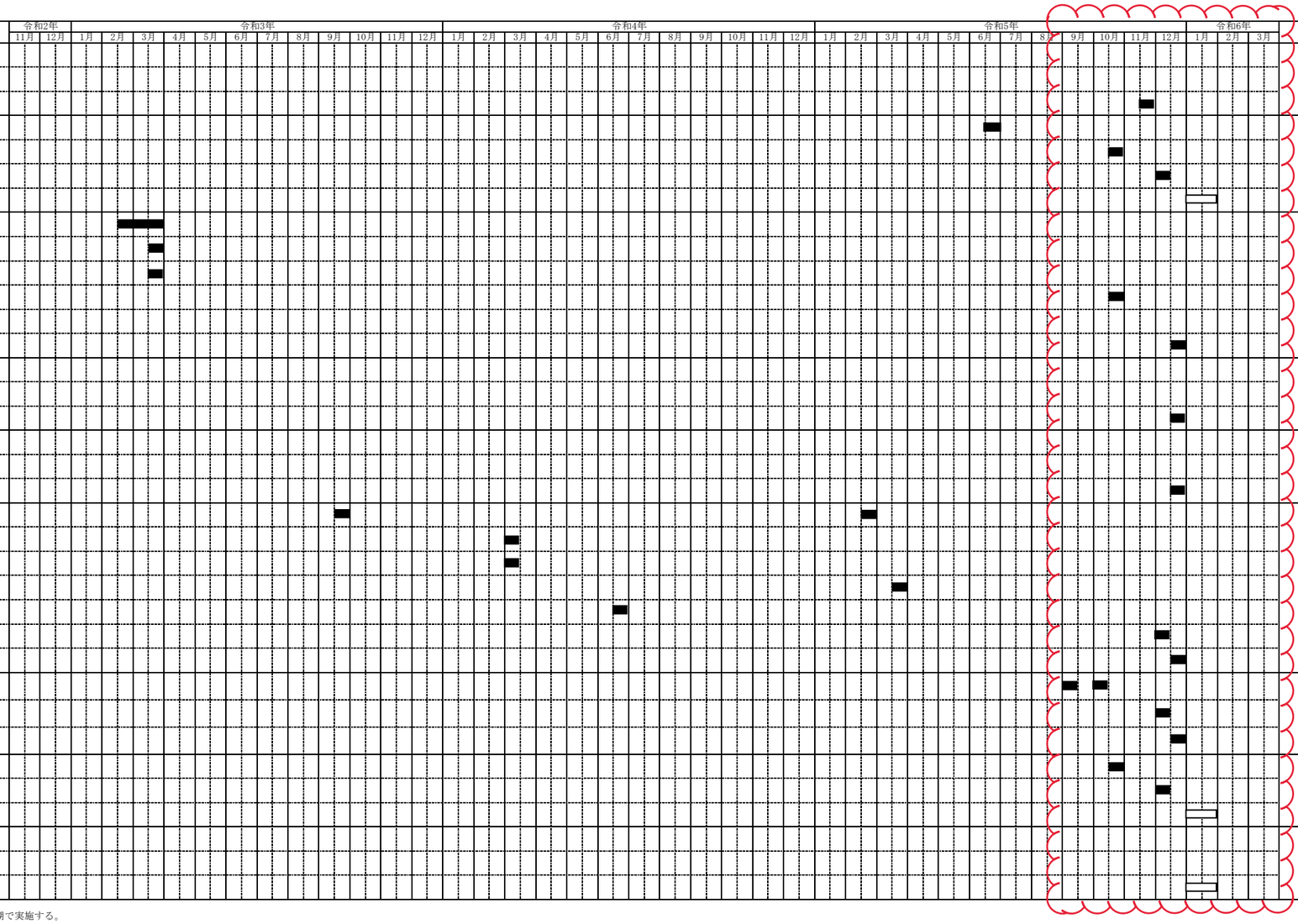

注記１：品質マネジメントシステム検査（第3号）は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

凡例
■：実績　□：予定

（変更後）

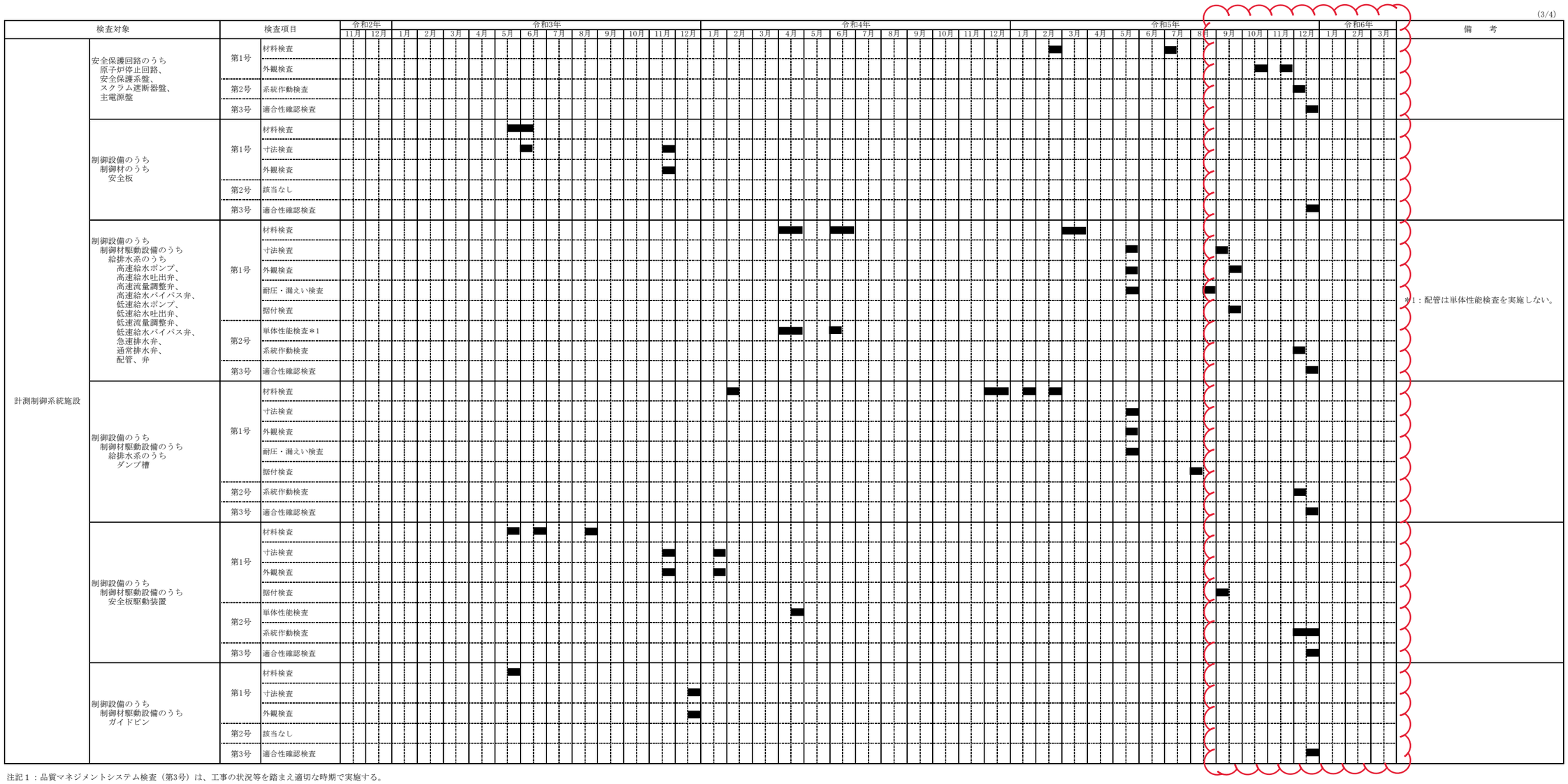

注記１：品質マネジメントシステム検査（第3号）は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

凡例
■：実績　□：予定

（変更後）

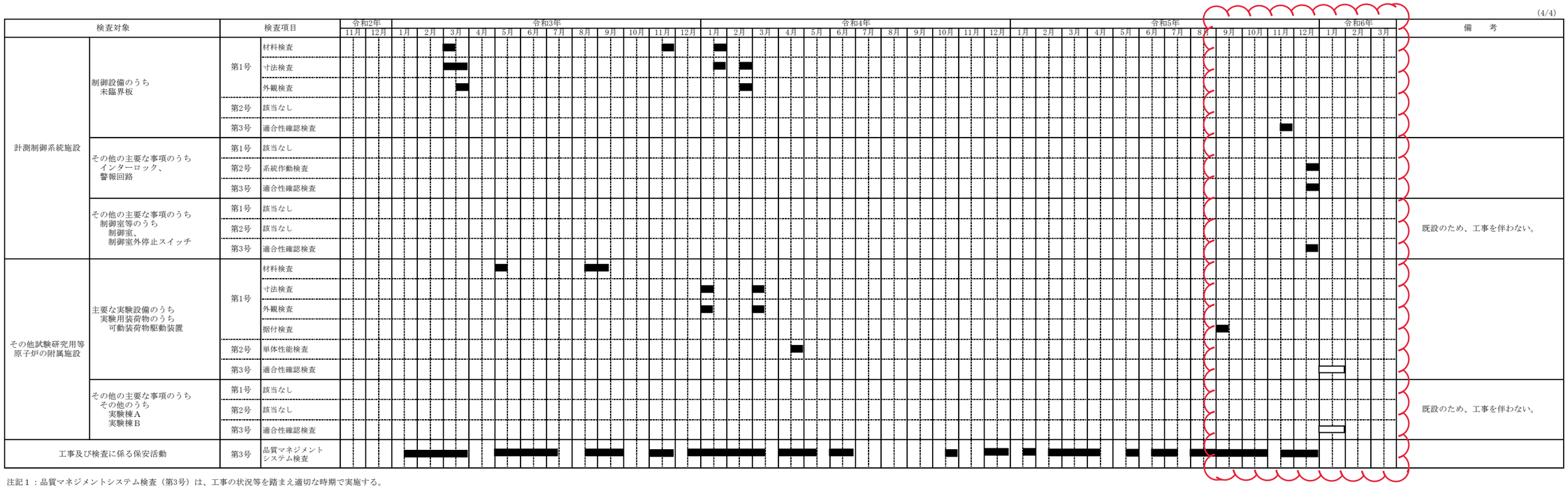

注記１：品質マネジメントシステム検査（第3号）は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

凡例
■：実績　□：予定

（変更後）

（３）ＳＴＡＣＹの更新（第４回申請）（認可番号：原規規発第 2107291号）

検査対象		検査項目		備　考
ＳＴＡＣＹの更新（第４回申請）の工事		－		
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備のうち 棒状燃料貯蔵設備のうち 棒状燃料収納容器	第1号	材料検査	
			寸法検査	
			外観検査	
			据付検査	
			未臨界性確認検査	
		第2号	該当なし	
		第3号	適合性確認検査	
	核燃料物質貯蔵設備のうち ウラン酸化物燃料貯蔵設備のうち ウラン酸化物燃料収納架台	第1号	材料検査	
			寸法検査	
			外観検査	
			据付検査	
			未臨界性確認検査	
		第2号	該当なし	
		第3号	適合性確認検査	
	核燃料物質貯蔵設備のうち 使用済ウラン黒鉛混合燃料貯蔵設備のうち コンパクト型ウラン黒鉛混合燃料収納架台、ディスク型ウラン黒鉛混合燃料収納架台	第1号	材料検査	
			寸法検査	
			外観検査	
			据付検査	
			未臨界性確認検査	
		第2号	該当なし	
		第3号	適合性確認検査	
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設のうち 槽ベント設備Ｂのうち 燃調グローブボックス、貯蔵グローブボックス	第1号	該当なし	既設のため、工事を伴わない。
		第2号	該当なし	
		第3号	適合性確認検査	
	液体廃棄物の廃棄設備のうち β・γ廃液系設備のうち 中レベル廃液系、低レベル廃液系、極低レベル廃液系、有機廃液系	第1号	外観検査	既設のため、工事を伴わない。
			寸法検査	
		第2号	作動検査	
		第3号	適合性確認検査	
その他試験研究用等原子炉の附属施設	非常用電源設備のうち 無停電電源装置を設置する電気室の換気設備	第1号	該当なし	既設のため、工事を伴わない。
		第2号	系統構成確認検査	
			作動検査	
		第3号	適合性確認検査	
	その他の主要な事項のうち その他のうち プロセス冷却設備	第1号	該当なし	既設のため、工事を伴わない。
		第2号	該当なし	
		第3号	適合性確認検査	
	その他の主要な事項のうち その他のうち 避雷設備	第1号	配置検査	既設のため、工事を伴わない。
			外観検査	
		第2号	性能検査	
		第3号	適合性確認検査	
工事及び検査に係る保安活動		第3号	品質マネジメントシステム検査	

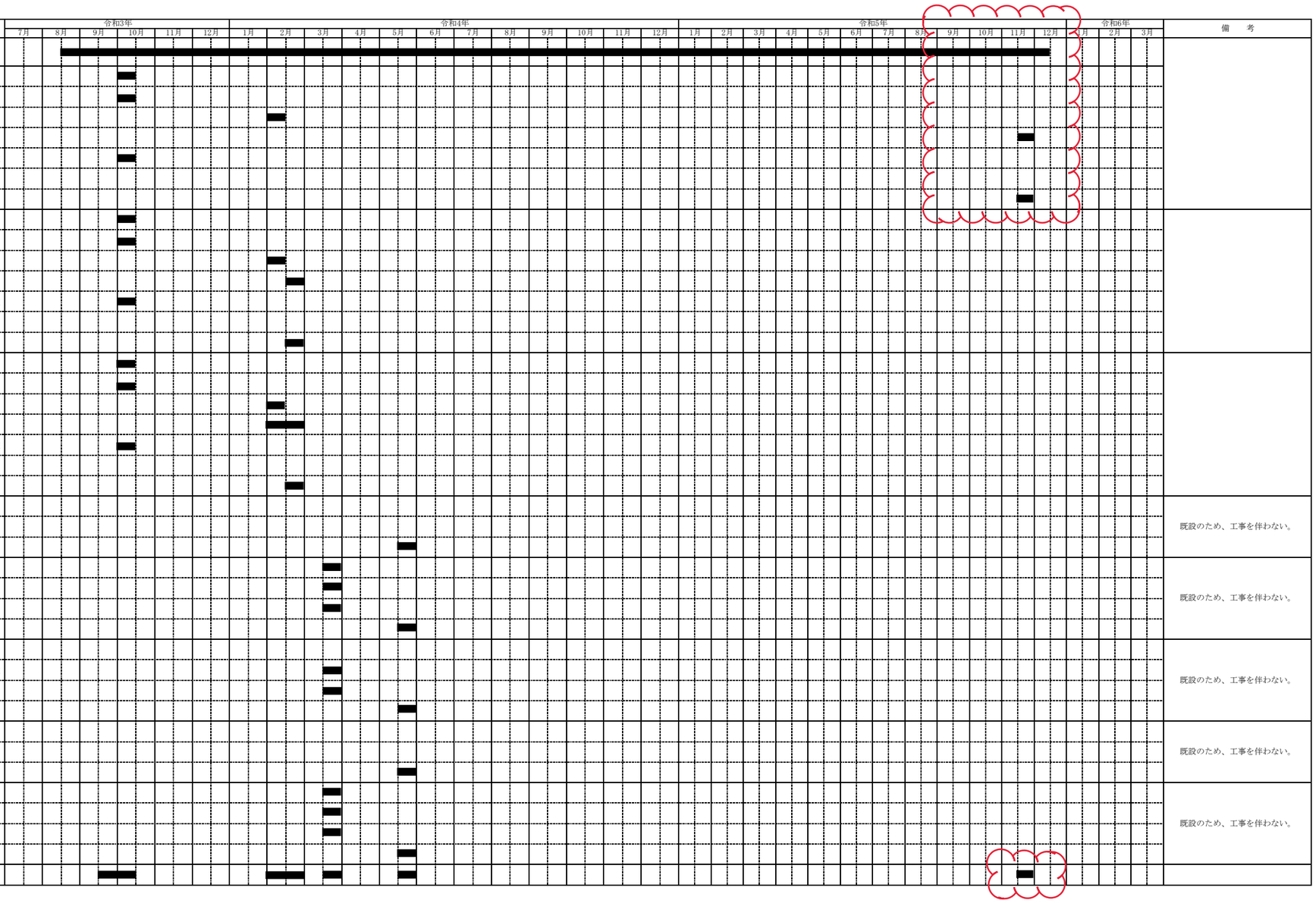

注記１：品質マネジメントシステム検査（第3号）は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

凡例　：実績　：予定